

高座清掃施設組合議会会議録

令和3年第1回定例会

令和3年3月29日

議 事 日 程

令和3年3月29日

日程	議案番号	件 名
1		会期の決定について
2		会議録署名議員の指名について
3	議案第3号	高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部改正について
	議案第4号	高座清掃施設組合本郷ふれあい公園に関する条例の一部改正について
4	議案第5号	令和2年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）
5	議案第6号	令和3年度高座清掃施設組合一般会計予算
6		一般質問

高座清掃施設組合議会第1回定例会会議録

令和3年3月29日（月）午後2時00分、高座清掃施設組合議会第1回定例会を高座クリーンセンター環境プラザ大会議室に招集した。

1 出席議員 15名

吉田 義人 君	内藤 幸男 君
齊藤 慶吾 君	熊切 和人 君
三谷 小鶴 君	倉橋 正美 君
佐竹 百里 君	久保田 英賢 君
松本 春男 君	永井 浩介 君
松澤 堅二 君	市川 洋一 君
守谷 浩一 君	相原 志穂 君
長瀬 未紗 君	

2 欠席議員 なし

3 付議事件

日程3 議案第3号 高座清掃施設組合本郷ふれあい公園に関する条例の一部改正について

日程4 議案第4号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部改正について

日程5 議案第5号 令和3年度高座清掃施設組合一般会計予算

日程6 一般質問

4 説明のため出席した者 9名

組 合 長 内 野 優 次	長 木 村 洋
副 組 合 長 古 塩 政 由	専任参事兼総務課長 小野沢 直 仁
副 組 合 長 佐 藤 弥 斗	施 設 課 長 鴨志田 克 巳
会 計 管 理 者 鴨志田 政 治	総 務 課 主 幹 鈴 木 茂

事務局長 石井 一 義

5 出席した事務局職員 3名

総務課副主幹 菊地 康之 総務課主任主事 山田 健太
総務課主査 渡部 陽子

6 傍聴者 15名

7 会議の状況

(午後2時00分 開会)

◎議長（吉田義人君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより令和3年第1回高座清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

本定例会開会に当たり、組合長より招集の御挨拶をいただきたいと存じます。組合長。

◎組合長（内野 優君） 令和3年第1回高座清掃施設組合議会定例会招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多忙のところ、本定例会にご参集いただきまして、厚くお礼申し上げます。

さて、日本で初めて新型コロナウイルス感染症の患者が報告されてから1年余りが経過いたしました。振り返ってみますと、令和2年度は、このコロナウイルスとの闘いの1年だったと言っても過言ではありません。3月21日には、神奈川県を含む1都3県の緊急事態宣言が解除され、組合が管理する施設利用者の増加も予想されますが、緊急事態宣言の解除は新型コロナウイルスからの解放宣言ではありません。気を緩めれば再び感染が拡大してしまいます。

新型コロナウイルスとの闘いは長期戦になるとの覚悟を持ち、組合事業の遂行に当たっては感染拡大防止を最優先に考え、組合が行う環境活動との連携も図りながら、気を緩めることなく取り組んでまいります。今後も引き続きご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎議長（吉田義人君） 会議に先立ち報告いたします。例月出納検査の結果報告

については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(吉田義人君) ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決しました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名についてでございます。会議規則第99条の規定により、議長において、久保田英賢議員、長瀬未紗議員を指名いたします。

それでは、組合長より、本定例会に上程される諸議案の一括説明を求めます。組合長。

◎組合長(内野 優君) それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明を申し上げます。

初めに、日程第3 議案第3号 高座清掃施設組合本郷ふれあい公園に関する条例の一部改正についてでございます。本件につきましては、県道22号線及び県道43号線の拡幅への協力等により、公園の敷地面積を変更いたしたいものでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、日程第4 議案第4号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部改正についてでございます。これにつきましては、経費の分賦基準に反映されるごみ等の搬入量の算出期間を変更したいものでございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、日程第5 議案第5号 令和3年度高座清掃施設組合一般会計予算についてでございます。当初予算につきましては、基本的な考え方を述べさせていただきます。令和3年度当初予算につきましては、施設の適切な運営と維持管理、周辺環境整備の着実な執行、余熱利用施設及び公園等の適正な管理、以上3点を重点に予算編成を行いました。主たる施設である塵芥処理施設の運営・維持管理につきましては、引き続き安定かつ確実に処理を行い、安心・安全な施設を心がけてまいります。

周辺環境整備の本郷ふれあい公園（第二工区）の整備につきましても、多少国の関係で期間が長くなりますけれども、国費等の財源も確保して、着実に進めてまいりたいと考えております。以上のことから、令和3年度一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億9,017万5,000円とするもので、前年度比7.1%増、2億1,832万7,000円の増額となります。詳細につきましては事務局長から説明いたします。以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、一括説明を終わります。

◎議長（吉田義人君） 組合長の説明が終わりました。

それでは初めに、日程第3 議案第3号 高座清掃施設組合本郷ふれあい公園に関する条例の一部改正についてを議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（木村 洋君） それでは、日程第3 議案第3号 高座清掃施設組合本郷ふれあい公園に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

2ページが改正条例の条文でございます。今回の改正は、県道22号と43号の拡幅に伴いまして、神奈川県の方から、本郷ふれあい公園用地の売買及び交換の依頼があったことから、条例第2条第1項に規定してございます公園面積を減じたいという形で改正したいものでございます。また、令和元年12月19日に市内本郷新宿町内会へ公園用地の一部を売却いたしておりますので、その面積につきましても併せて減じたいものでございます。

それぞれの面積でございます。県には、今年度に10筆、284.21㎡を売却いたします。また、来年度には1筆、6.70㎡と県の廃道予定地4.5㎡を等価交換する予定となっております。差引き2.2㎡の減、合計しますと286.41㎡。そして、新宿町内会には、公園整備前に用地内に置かれてございました道祖神などの再設置場所といたしまして4.92㎡を売却いたしております。これによりまして合計で291.33㎡減少いたしまして、公園面積を1万1,283.42㎡から1万992.09㎡に変更したいものでございます。

附則でございますが、この条例は令和3年3月30日から施行いたしたいものでございます。以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜り、ご決定くだ

さいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。以上です。

◎議長（吉田義人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） 質疑はないようですので、それでは質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（吉田義人君） 挙手全員です。よって、議案第3号 高座清掃施設組合本郷ふれあい公園に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第4号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部改正についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（石井一義君） 議案第4号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

4ページでございます。第3条第2項に定める搬入量を「前項に定める搬入量とは、当該会計年度の前々年の10月から前年9月までの12か月間の搬入量とする。」に改めるものでございます。

附則でございますが、第1項は、令和3年4月1日から施行したいものでございます。

第2項は、令和3年度における特例措置としまして、「この条例による改正後の第3条第2項中『前々年の10月から前年9月までの12か月間』とあるのは、令和3年度に限り、『前々年の4月から前年9月までの18か月間』とする。」としたいものでございます。以上、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

◎議長（吉田義人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。相原議員。

◎（相原志穂君） よろしくお願ひします。本議案は、構成三市、海老名市、座間市、綾瀬市の分担金算定の基礎となる燃えるごみの搬入量を直近データに変更したいとのことですが、なぜ今変更する必要があるのかお伺いをします。

また、今回の提案によりどのような効果を見込んでいるのか、お伺ひいたします。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） まず、変更する必要についてでございますけれども、令和元年から稼働を開始いたしました新焼却炉の処理可能量及び引き続きこの地での施設更新を苦渋の選択でご了承いただいた地元の皆様との約束から、構成三市のごみ減量化は喫緊の課題となっております。この新施設建設中の平成28年には構成三市でこの課題を共有し、それぞれのやり方で減量化を図っていくということが確認されました。

その後、新施設稼働当初は、点検・整備期間も最低限の日数で済むと思われるため、最初の3年間は稼働日数を増やして対応し、その間までに構成市が減量化していく方向で一致をしておりましたが、減量化の状況には各市にばらつきが見られ、減量化が図られている構成市の市民への説明の必要性から、ご協力いただき減量化が図られた効果、成果を目に見える形で表すため、また、さらなる構成市の減量化の誘因となるよう、条例改正案を検討し、提案をしたものでございます。

また、効果につきましては、構成各市の減量化施策の実施による減量結果がいち早く分担金に反映できる。そのため、ご協力いただいた市民の方への説明、ま

た、構成市のごみ減量化へのインセンティブが働くことによりまして、高座への燃やすごみの搬入量の削減に効果があるというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 相原議員。

◎（相原志穂君） ありがとうございます。各市、目標値を設定したごみの減量化がまだまだ進んでいなくて、これが喫緊の課題ということだと思います。よく分かりました。

焼却施設の規模は、学識経験者及び構成三市の副市長や市民で構成される検討委員会において、ごみ発生見込量などにより決定されたものと聞いております。また、ごみ搬入の目標値は、各市が決定したものを一般廃棄物処理基本計画にまとめたものと認識をしております。高座に搬入される燃えるごみの減量化は、各市が責任を持って行わなければならないことではありますが、高座清掃施設組合では、三市に対して、ごみの減量化を働きかけてきたのか、お伺いいたします。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） 平成28年度から、ごみの搬入量が目標値と乖離しているということを危惧いたしまして、構成三市に対しましてごみの減量化を呼びかけてまいりました。また、構成三市と高座で構成します三市清掃行政連絡協議会等でも、情報提供として減量化を促してきたものでございます。また、今年度に入りましては、毎月搬入量を報告するとともに、3か月に1度程度は構成市の所管の部課長さんにもお集まりいただきまして、直接現状等を伝える中で、減量化をお願いしてきたという状況でございます。以上です。

◎議長（吉田義人君） 相原議員。

◎（相原志穂君） 三市に対しごみ減量化を呼びかけてきた、それでも目標値に乖離があるということだと思います。条例提案の背景及びその必要性については理解できました。地元本郷の皆さんとの約束と負担軽減、また、今、新炉は過度な負担がかかっていると思います。三市の焼却量を守るためにも、ごみ減量化は欠かせないものと考えます。この議案はごみ減量化に向けた第一歩であることが分かりました。ありがとうございます。

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑はありませんか。市川議員。

◎（市川洋一君） 神奈川県が出している一般廃棄物処理事業の概要というふう

なものがございます。これによると、構成三市の1人1日当たりの排出量というのは、県内に19市あるのですが、トップで少ないのが座間市、1位になっています。綾瀬市が4位、海老名市が6位になっています。このデータは、プラスチックや紙、缶、瓶などの資源物全てを含めたものであるというふうに私は思っておりますが、ここの高座施設ということであると、要は燃えるごみのデータが必要だということなんです、それでよいと思うんですが、高座に搬入されるごみの量というのは、先ほど目標値と乖離しているというふうにおっしゃったわけなので、燃やせるごみの搬入量が各市どのくらい目標値と乖離しているのかというのをご説明いただきたいのと、現在、一般廃棄物処理基本計画の目標は、新目標として、平成31年度時点で、1人1日、家庭系ごみ400gというふうになっているわけです。これとの乖離がどうなのかというのをお知らせ願いたいのと、県内の順位としてどうなのかというのをお聞きします。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） 令和2年度、今年度2月までの実績と、あと3月につきましては前年同月の数値ということで見ますと、計画値との乖離ですが、海老名市が945t、座間市が5,464t、綾瀬市が4,560t、合計1万969tの乖離、オーバーでございます。

また、1人1日当たりの家庭系可燃ごみ量でございますけれども、こちらも令和2年2月末時点における数字でございますけれども、海老名市が1人1日345g、座間市が442g、綾瀬市が471gとなっております。

また、県内の順位でございますけれども、令和2年5月に発表されました平成30年度の神奈川県的一般廃棄物処理事業の概要によりますと、家庭系ごみ排出量という項目でございますが、海老名市が428gで県内6位、座間市が451gで県内10位、綾瀬市が467gで県内14位となっております。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 市川議員。

◎（市川洋一君） ありがとうございます。いずれにしても、今お聞きしますと大分乖離があるように思います。要は、燃えるごみの減量化が十分でないということが分かります。だから高座清掃施設組合ができるごみ減量化策が今回の提案になっているということを理解いたしました。条例として近々の値を使うというふうなことが分かりました。このような状況を踏まえて、炉を管理する立場

がおありの組合長及び両副組合長はどのようなご認識をお持ちなのかをお聞きしたいと思います。

◎議長（吉田義人君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 市川議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、ごみの処理量の計算なんですけれども、基本的に前の計量というのは、はっきり申し上げて手書きだったんですね。手書きを高座が持って、それをまとめて各市に渡していた。そういった問題の中では、統計の取り方に若干時間がかかってきたというのがあるんです。よって、よく神奈川県資料等を見ると、2年前ぐらい前の資料がみんな使われていると思いますけれども、今、ITの時代ですから、この高座清掃施設組合、今日の時点が明日もう出せるわけです。そういったごみの量が分かるわけですから、減量化を図っていく、削減するということは、やっぱり喫緊の状況であります。なぜならば、私ども、この地元との約束、それがまず1点あります。

それともう1点は、焼却炉の問題であります。今2炉ありますけれども、2炉をフル回転しますと、当然メンテナンスができない状況になります。1炉は休ませないといけない。でも、1炉休ませると、フル稼働した場合、その1炉の量はどこに持っていくんだという形になります。そして、それとともに、燃やせば燃やすことができます。しかし、燃やせば燃やすほど炉は疲弊をします。疲弊をすることとはどういうことかということ、短命な焼却炉になるんです。

そういった部分、私ども、地元としてここを約束したこと、それから次の段階の、次の焼却炉はこの地元は絶対承知はしてくれていません。これははっきり言えます。そうしますと、壊れたとき、あるいは使えなくなったとき、どこへ持っていくんだという問題が大きな問題になるでしょう。そういった面を考えると、私は今回、この喫緊の、減量すること、いわゆる事業所の問題もあろうと思います。しかしながら、まず各市では減量を図ることを目標にして、それぞれ座間も海老名も綾瀬も企業が多くなっておりまして、人口も増加している部分があります。それはしようがないと思います。しかしながら、予想できなかった問題もありますから、検討委員会、いわゆる廃棄物の処理計画をつくった段階、この新しい炉を造ったときの数値を基にして、その目標に従っていく、このことが必要だと思っております。よって、そのためにも今回の条例案になったという形

の私の考え方です。以上であります。

◎議長（吉田義人君） 古塩副組合長。

◎副組合長（古塩政由君） 副組合長としましては、このごみの減量化というのは喫緊の課題、非常に重く受け止めております。今組合長が言いましたように、この炉をどうもたせていくのかということは大変重要なことであります。そういった意味では減量化は喫緊の課題。

それと、じゃ、この条例とどう関係するかという問題でありますけれども、この条例の改正というのが即これで減量化につながるという話ではないんだというふうに思います。それよりもまずは、ごみ焼却施設の運営経費につきましては巨額の費用がかかるわけで、その分担を決めるわけでありますから、その決め方というのは非常に継続的で安定的なものをつくっていかねばいけません。そういった中では、今回いろいろなお話を伺っておりますけれども、まだまだ時間が足りないし、しっかりした制度設計、議論をしていかねばいけないんだというふうに思います。

今組合長が言われた、デジタル化によって計量が非常に速くなったと、そういうことの問題であれば我々は即賛成いたしますけれども、これは費用負担の問題ですから、これは三市30数万の市民が納得できるようなものでなければいけませんんだというふうに思います。そういった意味で、まだまだ議論していかねばいけないというふうに思います。

それと、その条例を改正することによって、じゃ、どう減量化につなげていくかということでありますけれども、確かに減らしたところに何らかの報奨が来るから、それが減らす動機づけになると言ったらなるかもしれないけれども、それは別な話であって、減量化はやっぱりしっかりとした減量化を三市で、構成市で詰めていかねばいけないんだというふうに思います。

それから、条例という性格上、条例に基準をつくるということは、一時的な現象やなんかを捉えて基準をつくってはいけないわけでありまして、今後、将来的な視野を見据えて、継続的、安定的になるような基準をつくるべきだというふうに思います。法制度上の議論もあると思いますけれども、そういった中でまだまだ我々は議論をしていきたいというふうに思います。そういった意味で、本条例についてはもう少し時間が必要だというふうに私は捉えております。以上でござ

います。

◎議長（吉田義人君） 佐藤副組合長。

◎副組合長（佐藤弥斗君） 市川議員の総括質疑にお答えをさせていただきます。

これまで長きにわたり、この三市のごみ処理施設を受け入れていただいております地元地域への負荷軽減や、焼却炉施設の適正な運用管理などの面からも、ごみ減量化は喫緊の課題であり、当組合と構成三市が策定した一般廃棄物処理基本計画に従って進めていくということは言うまでもございません。また、構成市におきましても、これまでそれぞれの構成市におきまして減量努力をされてきたことだというふうに考えておりますが、実際の搬入量が、経済の動向や人口の変動などの影響を受けやすいこともございますので、構成市には、こうしたことにも柔軟に対応しながら、減量化施策をこれまで以上にスピード感を持って進めていくように促していきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 市川議員。

◎（市川洋一君） 今ちょっと聞いていまして情けなくなりました。一般廃棄物処理基本計画にはちゃんと目標値も書いてあって、これはどのように展開されたのか、私はそこが副組合長として聞きたいところでございます。そうしないと、ここに来ておられるような地元の皆さんにも十分な説明ができないというふうに思いますが、いかがでしょうか。ご見解をお示してください。

◎議長（吉田義人君） 市川議員、ただいまの質疑につきましては副組合長に対してでしょうか。

◎（市川洋一君） 三責任者というふうなことでお願いしたいと思います。

◎議長（吉田義人君） こちらで聞いている限りではそれぞれのご意見があるようですので、今の質問に対しましては責任者ということではありますが、お一人ずつまた今の件についてお伺いしたいと思います。組合長。

◎組合長（内野 優君） 私ども、もう1年半ぐらいになりますけれども、ごみの有料化を始めました。これによって一般家庭ごみが17%減少いたしました。これも減量化の一つだと思います。しかしながら、市民の負担はあるわけです。負担があるということは、言い換えれば、負担という形ではなく、市民の協力として私は理解をしています。そういった中では17%、市民の理解を得て減量化に

なっております。今回、コロナの1年間の関係では、相当一般ごみが出ております。なぜかという、家で生活するわけですから相当出るんです。しかしながら、その中でも減量化できているということは、そういった一部があるだろうというふうに思っています。

そういった中で、この平成28年の当初、この焼却場が稼働する前に、三市の組合長、副組合長で話し合ったことは、座間の前の遠藤市長はこういう言い方をしました。いわゆる富士山ってどこからでも登れるんだよと。減量化がここだったら、海老名市は有料化かもしれない、じゃ、座間は違う方向で向かう、綾瀬もそういう方向で向かう。いわゆる到達点は目標の減量化だと。これは確かに私が三市で約束したことだというふうに理解をします。以上であります。

◎議長（吉田義人君） 古塩副組合長。

◎副組合長（古塩政由君） 地元のことを考えれば当然、たまたまですけれども私もこの施設から歩いて10分のところに住んでおりますから、生まれ育ちましたから、地元の方々のいろんな苦勞というのは私は十分認識しております。そういった意味では、いかにごみを減らしていくか、これが喫緊の課題であるということとは十分に受け止めてございます。

綾瀬市では——綾瀬市のことを言っちゃっていいんですか。だめなんですよ。そういった中では、やはりもう一つは、私は、確かに家庭系のごみもございませぬけれども、事業系のごみもいっぱい入ってきているわけですよ。ですから、家庭系のごみを減らすと同時に事業系のごみも一緒に減らしていく、そういったことをしっかりやっていかなきゃいけないというふうに思っております。

（「事業系のことやってるんじゃないじゃないか」と呼ぶ者あり）えっ。（「家庭系ごみのことをやっているんでしょうよ」と呼ぶ者あり）いやいや、炉の話をしているんですよ。ごみの負担の話をしているんですよ。ごみの負担はごみの違いはないわけですよ、家庭ごみでも事業系でも。ですから両方減らしていこうと言っているだけでありまして、何も家庭系だけをやるとか事業系だけをやるという話ではございませぬ。そういった広い観点から、トータルとしてこの炉に対する負担は減らしていく、そういった施策が必要だということ、これを三市でしっかり詰めていきたい、そういうふうに思っております。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 発言中にご静粛をお願いいたします。佐藤副組合長。

◎副組合長（佐藤弥斗君） ただいまの再質疑にご答弁させていただきます。

組合長のほうからもご答弁をいただきましたが、ごみの減量化を行っていくということは、これは構成三市共通の目標でございます。そのような中で、これは副組合長というよりは構成市の座間市としても、様々な減量化に向けた取り組みを行っております。海老名市さんは、先ほど組合長からお話があったように、有料化という形で減量化に取り組まれましたが、綾瀬市も座間市もそれぞれに減量化に向けた取り組みを行っております。そのような、それぞれ違う形ではありますが、目標に向けて減量化を行ってきたところでございます。しかし、地元の負担、そしてこの焼却施設の適正な運用という面から、やはりごみの量の減量化というのは喫緊の課題でありますので、さらにスピード感を持った形で構成市に働きかけをしていきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑はありませんか。久保田議員。

◎（久保田英賢君） ありがとうございます。それでは、私のほうからも質疑させていただきます。

本条例改正に伴って、予算編成において分担金の算出の仕方が変わってくるということを聞いております。今回上程されている内容で構成三市が同じ算出方法になっていないというふうに聞いておりますけれども、例年は高座のほうから、事務局から算出された積算に基づいて、構成三市に対して予算要求をしているというふうに聞いておりますけれども、なぜ今回、三市においてその予算要求の仕方が変わったのか、お伺いいたします。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） 現状でございますけれども、海老名市は、高座のほうから提出いたしました条例改正を前提とした分担金による予算要求。座間市、綾瀬市につきましては、現条例での分担金を予算要求したというふうに聞いております。座間市、綾瀬市につきましては、今回の分担金積算の変更につきまして、構成市により十分な検討、合意がなされたものではないため、現条例での予算要求ということで聞いております。以上です。

◎議長（吉田義人君） 久保田議員。

◎（久保田英賢君） ありがとうございます。組合の事務局が、先ほどの質疑の答弁で、新施設建設中の平成28年には構成三市でごみ減量化に対する課題は共有

していたというような答弁がありました。しかし、一方、減量化が思うように進まない中で、減量化した構成市、これはどこにおいてもですけれども、その減量化に取り組んだ構成市ができるだけ早くその分担金の負担を減らせる、そういうようなインセンティブがつけられるように算出方法の変更を行えるよう、今回の議案を上程したというふうに私は理解をしております。

先ほど副組合長のほうから、条例と減量化はあまり関係ないんじゃないかみたいな、ちょっとそういうふうに聞こえましたけれども、この現在の条例変更を行う理由は、減量化が進んでいないことにより炉の負担が起きている、そのためもともと20年以上もつ炉がもたなくなる可能性がある、そういうようなことのため、いち早く減量化に取り組む仕組みをつくりたいということのお話を各構成三市にされたのはいつの段階でされたのか、お伺いいたします。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） 今回の条例改正の関係ということだと思いますけれども、昨年10月下旬以降から事務局のほうで検討いたしまして、その後、構成市の所管課及び正副組合長に複数回説明をさせていただいたということでございます。また、副組合長に対しましては、組合長の指示を受けまして複数回お願いをいたしまして、正副組合長間の協議をお願いしてきたという状況でございます。以上です。

◎議長（吉田義人君） 久保田議員。

◎（久保田英賢君） 平成28年の時点で、この平成31年オープンに当たるときのごみの量が約1万t多いということが分かって、その情報が三市に共有されたというふうに聞いています。そして、平成30年のこの議会の一般質問で、当初の予定では300日の稼働であったが、それが厳しい、ごみの量が想定よりも多いから、300日を超える日数で処理をしていきたいと。当初3年間は300日を超える日数で処理をして、その間に構成三市が減量化を図っていくということが、平成30年のこの議会で答弁されていまして。

開業して2年が経っています。稼働日数300日と言っていたところを315日に設定されました。しかし、それが、令和元年で見ると345日稼働しています。そして令和2年では、今320日程度であろうということだそうです。そして令和2年5月には、この炉が負担があったことによって緊急停止をしております。こんな

状況の中で、構成三市が、自らが決めたその計画において減量化に取り組むということは当たり前のことでありますし、その結果が分担金に反映できる仕組みを提案してくるということ自体も当然のことだというふうに私は理解をします。しかしながら、先ほど来の答弁を聞いていると、三市の構成市の足並みがそろっていないというふうに思うわけでありましてけれども、この状況に対して組合長はどういうふうに考えるのか、お伺いします。

そして、副組合長は、これまでの間、先ほどの事務局の答弁の中では調整する時間が、ある程度お話をする機会があったというふうにお伺いしておりますけれども、足並みをそろえる時間があったにもかかわらず、なぜ調整できなかったのか、お伺いをいたします。

◎議長（吉田義人君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 組合長として、高座へ搬入するごみの量を抑えるには、各市におけるごみの減量化が必須と考えております。なぜならば、この新しい施設をつくるときに、座間の前遠藤市長、それから綾瀬の前笠間市長、3人で、はっきり言って地元の皆さんに頭を下げました。どうかここで建設をさせてほしい、それまでの間、何とか継続してほしいと。だけれども、相当厳しいお声をいただきました。そのときに、座間は座間で処理するような、あるいは三市で本郷よりほかのところを考えてみろと。座間は考えてくれ、綾瀬も考えてくれ、そこでいいじゃないかという話がありました。それぞれ一定時間を置いて各市で検討した結果、該当する土地がないという形の中で再度3人をお願いをし、その間相当、2年以上かかりました、水面下のいわゆる協議とかそういうのが。

私ははっきり言って、市長をやってもう5期目でありますけれども、いろんなものをやってきましたけれども、高座清掃施設組合のこの施設を地元の承諾を得て作れたということが1つの大きな成果だと私は確信しています。そういった面では、地元に対する約束は絶対であります。今までいろんな約束をしていますけれども、できることとできないことがあります。だけれども、できることをスピード感を持って、一つ一つ丁寧に説明をしながら今もやっております。

これからも、いわゆる本郷荘の問題や、ここの壊した後の土地の問題や、様々多くまだ課題があります。そういった面では、そういった1つのことを、約束を、減量化を果たしていく、そういった目に見えることをやっていくことによっ

て信頼関係があろうと思います。50年間使っていて地元の皆さんが言ったことは、三市は、行政は信用していないよ、言ったけれども守らないじゃないかという話でありました。そういった部分では、2軒、移転しなくてもいいところを早めに移転していただきました。移転するということは大変です。そういった面でご苦勞をかけたところでもあります。そういったことを積み重ねながらやってまいりました。今回、その表れで今回の提案になったということでもあります。

いわゆる調整を、事務局長を通じて何回かやっていただいて、私もお話をしたのが3回ほどあります。しかしながら、調整がつかなかったということは、いわゆる調整能力がなかった、不徳の致すところでもあります。そういった面では、今回のこういう議会での提案というのは、混乱をさせていることについては責任を痛感しております。よって、これについては、今後その責任の取り方もあろうと思いますけれども、はっきり申し上げて、今回の調整ができなかったということは事実であります。以上であります。

◎議長（吉田義人君） 古塩副組合長。

◎副組合長（古塩政由君） この条例につきまして調整ができなかった、確かに10月頃からいろいろなお話があつて、私どもも、内野市長と直接調整を図っていることだけじゃなくて、事務局にもいろんな形で問合せをしたりなんかして、いろいろと調整をしてまいりましたけれども、そこでいい結果が得られなかったということは、本当に私も副組合長としても申し訳なく思っております。しかも、こういう形で議案提案したということも、本当に異例のやり方ありますので、こういうことを招いてしまったということは大変申し訳ないことだと思います。

それからもう一つは、地元の皆様とお約束しているような減量化が円滑に進んでいないということについても、本当にこれは申し訳ないというふうに思っております。

どちらにしましても、減量化というのはもう喫緊の課題でありますので、三市と単に詰めるだけじゃなくて、三構成市が何をどのぐらいやるかというようなことをかなり具体的にこれから詰めていかなければ、また同じような問題が起きてしまうというふうに思います。そういった意味では、私ども、これから本当に気を引き締めて、何年にどのぐらい減らす、こういう手法で減らす、そういったことを皆さんと一緒に三市構成市で詰めていきたい。そして目標に向かって三市連

携して進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 佐藤副組合長。

◎副組合長（佐藤弥斗君） 本条例に関しましては、組合長、古塩副組合長のほうが申しあげましたが、これまで組合長、そして副組合長と協議を重ねてまいりましたが、合意に至らぬまま、異例な形で条例の上程となりましたこと、私からも深くおわびを申しあげます。

さらなる減量化を促すために、正確な情報をいち早く構成市にお知らせをするということは大切なことであり、ご提案くださった組合長の趣旨については理解する部分もございますが、巨額な運営経費の分担金は、安定、そして継続的な制度と運営が必要であるというふうに認識をしております。この分担金に関わる条例改正を伴うような事案については、構成市により十分な検討が行われ、合意を得ることが前提になるというふうに考えております。しかしながら、地元の皆様方にご負担をおかけしていること、そしてまた、焼却施設の今後の健全な運営というところにおきまして、ごみ減量化は喫緊の課題でございますので、これからもどのような手法で減量化を進めていくのかということについて、しっかりと協議をしながら取り組みを進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑はありませんか。永井議員。

◎（永井浩介君） 今の海老名の議員さんからの議論を聞いていて、事務的なレベルで言うと、調整が図れなかったことは申し訳ないというふうに思っているということでございますけれども、私からすると、10月から事務局が提案をさせていただいております。その中で調整が図れなかったということは、2市の事務方の皆さん、そして両副組合長は、単なる先延ばしをしているんじゃないかなというふうに言わざるを得ません。そういった中で、先ほども答弁の中でありましたけれども、50年間、本郷の皆さん、地元の皆さんには三市の迷惑施設をお願いをさせていただいております。その中で、今回の条例というのは、高座として三市それぞれがやる減量化策ではなくて、高座単独でできる減量化策というのは、本当にこの条例だったり、それこそ事業系の値上げだったり、本当に数少ないというふうに思いますが、この条例というのは、本郷の皆さん、そして焼却炉の安定稼働、これは必要性を感じているというふうにおっしゃっておりますけれども、

数少ない減量化策の中で、条例の必要性は両副組合長はどうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

◎議長（吉田義人君） 古塩副組合長。

◎副組合長（古塩政由君） 条例の改正の必要性というふうにお話しされましたけれども、改正が必要かどうか、何を課題に、どういったものを処理していくか、どういったものを目指していくかという前提がありますけれども、ここで私が考えたのは、これまでの条例を変える必要がどうしてあるのか。これまでの条例でも努力した結果というのは反映されるわけでありますから、ですからそれでいいんじゃないか。もしそれじゃなかったら、なぜそうなるのか。それから、負担割合がどうしてそうなるのか。負担の金額の根拠はどうしてそうなるのか。そういうところは、我々はずっともう協議が始まってから事務局に問合せをして、お答えをいただきたいということでいろいろな調整をしております。そういった中で我々が納得できるようなお答えがないから、協議がなかなか進まなかったということでもあります。

例えば単に条例を改正する、改正するとおっしゃいまして、どこをどう変えるかということでもありますけれども、18か月にする理由というのは何なのか、それは見えません。とにかく18か月にすることによって、減量化がどう進むのかというのは見えません。18か月による、今回示された金額も、我々ははっきり分かりません、納得できません。そういったいろいろなものがまだ詰め切れていないから合意できないということでありまして、そういうものをやっぱりこれから詰めていかなきゃいけないんだというふうに思います。その点で、私は現時点では合意できないということでもあります。

◎議長（吉田義人君） 佐藤副組合長。

◎副組合長（佐藤弥斗君） 先ほども答弁をさせていただきましたが、さらなる減量化を促すために、正確な情報をいち早く構成市に知らせるという趣旨については一定の理解をするものであります。この運営経費の分担金につきましては大変巨額なものでございますし、安定、そして継続的な制度運営というのが必要であるというふうに認識をしております。このように分担金に関わる条例改正を伴うということは、構成市の市民の皆さん、また、ここにいらっしゃる議員の皆さん方にも理解を十分にさせていただいた上で取り組んでいかなくてはならないこ

とだというふうに考えておりますので、そういった理解を得られるような時間的ないとも、そしてそういうふうな議論が尽くされていなかったというふうに考えております。以上です。

◎議長（吉田義人君） 永井議員。

◎（永井浩介君） 時間的ないともと言われても、3年間は現状で耐えられると。残りの1年が今年度だからこそ必要な改正だというふうに思っておりますし、18か月というふうな答弁がありましたけれども、その18か月というのは初年度だけではないでしょうか。それ以降をどう考えるのかという部分もあります。そういった中で、これまでのやり取りを通じて、どちらにしても燃えるごみの搬入量の削減は喫緊の課題だということ、すぐにでも各市が実効性がある施策を講じなくてはならないというふうに思っております。

その中で、考え方によっては、各市それぞれが出した、もちろん人口の増減があったという課題があるというふうに思いますけれども、各市それぞれが目標値を出しております。海老名市はほとんどクリアをさせていただいておりますが、海老名市民からすると、座間と綾瀬のオーバー分、これは焼却炉を回すということは人件費がかかりますよね、なぜ海老名市の税金、一般会計から座間と綾瀬のために投入しなければならないんだという声にもなりますよ。そういった中で、焼却炉の負担軽減のためにも、目標値を上回る場合は負担を軽減するという考えとして、施設を管理する高座清掃施設組合で各市でオーバー分を処理する。これをどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） 今の永井議員のご質問ですけれども、まず、市町村の区域内の一般廃棄物処理というのは、それぞれの市町村の責務、これは廃掃法で決まっております。高座の塵芥処理施設の設置及び管理運営、これを構成三市で共同処理するというので、三市で一部事務組合であります高座清掃施設組合を組織しております。そのため、その三市で行う共同処理の内容等につきましては、構成市の協議によるものというふうに理解をしております。以上です。

◎議長（吉田義人君） 永井議員。

◎（永井浩介君） 分かりました。各市が合意すればオーバー分は各市で処理をしていただくことも一つの手法かなというふうに思っております。これはぜひお

持ち帰りいただいて、検討していただきたいというふうに思います。

その中で、各市のごみの減量化の取り組みを見ていると、本来は、長年迷惑施設として焼却施設を受けていただいている地元本郷の皆さんのためにも、座間と綾瀬が率先して、高座に搬入されるごみの減量化を図るべきだというふうに思っております。私が住んでいる国分寺台というのも、座間と綾瀬のパッカー車の通り道というふうになっていたり、海老名としては、施設を抱える地元として、様々な我慢ということもさせていただいております。その海老名は、今、有料化。先ほど内野組合長からもありましたけれども、減量化を山の頂点とするのであれば、有料化という選択肢を取り、そして市民とともに進めてきた。しかしながら、その海老名市民というのは、本郷の皆さんのために一丸となって減量化を進めなくてはならないということで、例えば生ごみ処理機の処理数の数だったり海老名が突出していますよね、そういった様々な取り組みをさせていただいております。要は、今まで様々な減量化をやってきた、やってきたと言っても、結果が全てだと。政治というのは結果が全てだというふうに思っております。

そこで、最後に組合長と副組合長にお聞きをしたいというふうに思います。地元本郷の方々との約束を果たすべく、今後どのように取り組んでいかれるのか。計画量を超えて稼働できるのは最初の3年というふうに聞いておりますので、猶予はあと1年しかありません。ごみ減量化へのインセンティブを与える今回の条例の一部改正とともに、早急に目標達成が可能な具体的な方法を計画として構成市に示させる必要があるというふうに思います。もちろんその減量化を早期に働きかけてまいりますとか、そのような濁す答弁ではなくて、タイムスケジュール、いつまでに、どのように、年度を示してお聞かせください。よろしく申し上げます。

◎議長（吉田義人君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 1つ、本当に処理場を1つの自治体が持って運営するというのが一番いい方法なんですけれども、歴史的な経過の中で、昔、町だった3つの町が一緒になって高座清掃施設組合を立ち上げてきた、そういった一部事務組合であります。よって、その部分で、基本的には、いわゆる高座清掃施設組合が減量化の音頭を取れと言っても、やっぱり取れない問題があります。それぞれの市で、自治体で考えることだと思っております。そうしますと、私どもは今、

減量化に向けてやっております、今後は事業系のごみをどうしていくかということが大きな課題であります。そういった部分では、そういった説明責任を、地元との約束でありますから、しっかりとスケジュール感を持ってやっておりますので、そういった説明をしていきたいというふう思っています。以上であります。

◎議長（吉田義人君） 古塩副組合長。

◎副組合長（古塩政由君） 綾瀬のことをちょっとお話しさせていただきますけれども、確かに目標を達成していないことは大変申し訳ないことだと思っております。綾瀬市はごみの分別を物すごく多くやって、19種類の分別をやっております、全国でもトップクラスの細分、細かい分別をやっております。そういう中で減らしてきたんですけれども、最近、その分別方法だけではやはり減らないということがある意味で分かってきたわけで、その分別を19品目以上に分けるということは市民の負担があまりにも大きくてできないわけでありましてけれども、そのやり方なんかの一部を変えたりして、そこで減量化を進めるということをもう今検討を始めておりますので、近いうちにどういう形でどのくらい減らせるかということを構成市と詰めていきたいというふうに思っております。どちらにしましても、地元の皆様にご負担をかけないように、私の家の前も車がいっぱい通っていますから、車は1台でも少ないほうがいいわけでありまして。そういった意味で、綾瀬市民も、本当に高座清掃施設、それから本郷地区の皆さんと連携しながら、既設の施設をみんなで頑張って守っていきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（吉田義人君） 佐藤副組合長。

◎副組合長（佐藤弥斗君） ただいまの永井議員の再質問にご答弁させていただきます。

これは座間市としての取り組みになりますが、今までも羽毛布団の再生利用事業を行ったり、ごみ出しのアプリの配信や、インクカートリッジの拠点回収、また、ガラス残渣の資源化、木質粗大ごみの資源化、分別回収はもちろんでございますが、そのような形で家庭ごみの減量化に努めてまいりました。しかし、ごみの減量化がなかなか目標達成には至っておりませんので、これにつきましてはとにかくスピード感を持って、目標をしっかりと達成できるような形でお示しをし

ていきたいというふうに考えています。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） それでは、質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。三谷議員。

◎（三谷小鶴君） 私は、議案第4号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部改正について、綾瀬市議会選出議員を代表いたしまして、反対の立場から討論いたします。

本条例の改正案につきましては、構成市が負担する高座清掃施設組合経費を分賦するための基礎となります搬入量割合の算定について、直近の実績を反映させることを改正の理由としており、現行、前々年度の搬入量としているものを、令和3年度のみこれまでとの整合性を図るため直近の18か月分とし、令和4年度からは直近12か月分とすることで、より現状に見合った分担割合にしようとするものであります。

しかしながら、もともと現行の制度でも、構成市の減量化努力による成果が分担金に反映される仕組みになっております。今回の改正を行ったとしても、次年度予算案算定に係る事務手続上の限界があるため、より直近の割合の反映とはいっても、その変更期間は6か月分であります。分担金は、歳出経費を構成市で分担負担する制度であり、制度変更にあたってはその適用に猶予期間を設けるなど、不公平な取扱いであってはならないと考えます。

また、今回のように、搬入量割合が判明した後の遡及的要素を含む制度変更では、一時的であってもその負担額が増加する構成市の理解は到底得られるはずもなく、また、当該市の市民への説明も困難であります。あえて早急に制度変更を行わなければならない理由が見いだせません。今回提案のありました改正案の施行日は令和3年4月1日で、すなわち令和3年度予算からの反映となります。現在に至るまで、構成三市との検討や議論が十分に尽くされている状況ではなく、

また、制度変更の時期ではないとの判断から、議案第4号に対する反対討論とさせていただきます。

◎議長（吉田義人君） 次に、賛成意見の発言を許します。永井議員。

◎（永井浩介君） 海老名市の永井浩介でございます。議長のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております議案第4号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

1、地元本郷の方々との約束、2、炉の安定稼働、高座クリーンセンターに搬入される燃えるごみの量が当初の目標値を上回ったことで、令和元年度の焼却炉の稼働日数が345日となり、令和2年度は炉の緊急停止があったこと。こういったことの2点からも、高座クリーンセンターに搬入される燃えるごみの減量化は喫緊の課題と言えます。高座清掃施設組合では、このことを平成28年度から構成市に伝え、減量化を呼びかけるものの、その効果が十分に図られておりません。28年から高座として呼びかけてきたけれども、様々なことをやっている、資源物の処理の答弁もありましたが、政治は結果が全てであります。目標値を達するために、本来このごみの減量化は各市が責任を持って行わなくてはならないというふうに思います。

今回の条例改正は、このようなことを踏まえ、高座ができる限られた減量化策として提案がされました。合意が図れないというのであれば、10月からの提案で先送りにした責任はどうするのでしょうか。このまま何もしなくては、地元本郷の皆さんに交わした約束を守ることができないとともに、炉の安定稼働にも影響が懸念されます。この高座でできる数少ない減量化策を反対できるのでしょうか。様々な面で減量をしなくてはならない中で、反対をするのであれば、どう地元本郷の皆さんに説明をするのでしょうか。以上のことから、構成三市のごみ減量化を促進させる意味からも、本条例案について賛成とさせていただきます。

なお、本件については、昨年10月から構成三市に呼びかけたにもかかわらず、構成二市が真剣に検討しなかったことが各市予算要求にも影響を及ぼすこととなりました。減量化が進んでいない両市が、本来、炉を抱える海老名市よりも率先して減量を進めるべきであり、今回の対応については二市に猛省を求めたいというふうに思いますし、反対をするのであれば、オーバー分を各市で処理する

ことを検討していただきたいというふうに思います。以上をもちまして賛成討論とさせていただきます。

◎議長（吉田義人君） 次に、反対意見の発言を許します。熊切議員。

◎（熊切和人君） 座間市議会の熊切和人でございます。議長のお許しをいただきましたので、ただいまから座間市議会選出議員を代表いたしまして、本定例会に上程されております議案第4号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部改正についてに対し反対の立場を明らかにし、討論を行ってまいります。

当該条例案は、分担金の分賦に用いる搬入量の実績値を、従前の前々年度分から半年繰り上げ、前々年10月度から前年9月度までとし、令和3年度の分賦については前々年4月度から前年9月度までの18か月間とするものであり、分賦の算定に当たり直近の数値を反映させようとするには一定の理解はするものであります。しかし、構成市との協議や合意もままならない中、議案を上程し、当該条例を改正しようとする事は、これまで築き上げてきた組合と構成市との信義則に反するものであり、改正案についての議論以前に、手続上の不備を指摘せざるを得ません。

昭和38年12月に当時の三町が高座清掃施設組合を設立し、一昨年には炉の更新も終え、今日に至っていることは、ひとえに当組合が立地する地元の皆様のご理解とご協力があったからこそであり、このご恩に報いるためにも、構成三市は手を携え、協調して歩んできました。条例や規則上は議案提出が可能だとしても、構成市での事務協議や財政措置も整わないまま当局が議案提出されたことには猛省を求めます。また、そうまでして急がなければならない理由は何であったのか、理解に苦しむところであります。

4. 7 構成三市と組合との連携、(1) 構成三市と組合との連携、「構成三市と組合は、行政の責務としてごみ行政の各種施策を実施します。また、ごみ減量化、資源化の推進に向けて三市清掃行政連絡協議会を活用し、さらなる連携を図っていきます。三市清掃行政連絡協議会では、現場や市民の意見を踏まえ、実のある会議運営を行い、ごみ処理行政における課題解決を図ります」。

5 処理計画、(2) 費用負担等、「本地域におけるごみ処理は三市による広域行政であることから、今後も費用や人的配置等、公平な役割分担を進めます」。

6. 1 計画進行管理、「本計画の施策を将来にわたって適正に進めるための進行管理を行います。当組合の構成三市及び組合で設置した『三市清掃行政連絡協議会』で適宜検証を行います」。以上は平成30年3月に策定された一般廃棄物処理基本計画からの抜粋です。

これまでも公平に応分の費用を負担し、三市清掃行政連絡協議会を通じて図られてきた連携をほごにすることは到底認められることではなく、これからも当組合が立地する海老名市民、とりわけ地元の方々には感謝の念を持って、各市の発展に寄与するよう運営するのが高座清掃施設組合の役割であると考えます。

また、減量化という緊急の課題に対しては、登り方やルートが違っていても目指す頂上は同じとしてきたこれまでの三市の姿勢を尊重し、当組合は、三市清掃行政連絡協議会の要として構成三市とともに解決に当たるべきであり、当組合の独断で構成市への分賦を定める条例を改正しようとするには強い違和感を覚えます。これらの理由から、議案第4号については反対するものです。以上、議場におられる議員の皆様方に賛同を呼びかけ、討論といたします。以上です。

◎議長（吉田義人君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） 次に、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（吉田義人君） 挙手少数であります。よって、議案第4号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部改正については否決されました。

次に、日程第5 議案第5号 令和3年度高座清掃施設組合一般会計予算についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（石井一義君） それでは、議案第5号 令和3年度高座清掃施設組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の9ページをお開きいただきたいと思います。と存じます。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億9,017万5,000円と定めたいものでございまして、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、継続費の経費の総額及び年割額は、第2表 継続費によるものでございます。

第3条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表 債務負担行為によるものでございます。

第4条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第4表 地方債によるものでございます。

第5条、一時借入金の借入れの最高額を3億円と定めたいものでございます。

10ページをお開きいただきたいと存じます。第1表 歳入歳出予算の歳入でございまして。

1 款分担金及び負担金は22億7,789万8,000円で、対前年度比35.5%の増額でございまして。増額した主な要因としましては、平成29年度に借り入れたごみ処理施設建設事業の元金償還が開始されたことによるものでございます。

2 款使用料及び手数料は3億7,129万9,000円で、対前年度比14.7%の減額でございまして。減額した主な要因としましては、2項手数料の事業系一般廃棄物搬入量の減少を見込んだことによるものでございます。

3 款国庫支出金は2億589万5,000円で、対前年度比28.3%の増額でございまして。増額した主な要因としましては、本郷ふれあい公園第二工区用地買収に伴い、対象事業費が増加したことによるものでございます。

4 款県支出金は2,600万5,000円で、対前年度比310.4%の増額でございまして。増額した主な要因としましては、国庫支出金と同様でございまして。

5 款繰越金は1億円で、対前年度比66.7%の減額でございまして。

6 款諸収入は17万8,000円で、対前年度比13.6%の減額でございまして。減額した主な要因としましては、会社保険事務手数料などが減額したことによるものでございまして。

7 款組合債は3億890万円で、対前年度比36.6%の減額でございまして。減額した主な要因としましては、前年度対象の既存施設解体に比べ、今年度対象の場外トイレ等設置工事の事業費が減少したことによるものでございまして。

歳入合計は32億9,017万5,000円で、対前年度比7.1%の増額でございます。

11ページ、歳出でございます。

1 款議会費は115万6,000円で、対前年度比1.3%の減額でございます。減額した主な要因としましては、議長交際費が減少したことによるものでございます。

2 款総務費は4億3,291万円で、対前年度比4.0%の減額でございます。減額した主な要因としましては、一般管理費の職員人件費や、既存施設の解体による固定資産税相当額の減少を見込んだことによるものでございます。

3 款民生費は2,804万9,000円で、対前年度比1.8%の増額でございます。増額した主な要因としましては、老朽化した施設の修繕料を見込んだことによるものでございます。

4 款衛生費は14億9,411万8,000円で、対前年度比16%の減額でございます。減額した主な要因としましては、塵芥処理費で、前年度の解体工事に比べ、場外トイレ等設置工事の経費が減少したことによるものでございます。

5 款土木費は5億5,132万1,000円で、対前年度比55.4%の増額でございます。増額した主な要因としましては、本郷ふれあい公園第二工区整備に伴い、用地代や建物等補償費が増加したことによるものでございます。

6 款教育費は1億3,295万6,000円で、対前年度比30.2%の増額でございます。増額した主な要因としましては、コロナ禍で利用者が減少していることに鑑みて、令和2年度を基に利用料収入の減少を見込んだことによるものでございます。

7 款公債費は6億1,966万5,000円で、対前年度比89.0%の増額でございます。増額した主な要因としましては、平成29年度に借り入れたごみ処理施設建設事業の元金償還が開始されたことによるものでございます。

8 款予備費は3,000万円で、前年度と同額でございます。

歳出合計は32億9,017万5,000円で、対前年度比7.1%の増額でございます。

次に、12ページでございます。第2表 継続費でございますが、2 款総務費 1 項総務管理費の一般廃棄物処理基本計画策定業務委託の総額は1,635万7,000円、年割額は令和3年度1,014万2,000円、令和4年度621万5,000円でございます。

第3表 債務負担行為でございますが、工業薬品購入の期間は令和4年度で限度額は123万8,000円、機器校正業務の期間は令和4年度で限度額は18万2,000

円、分析業務の期間は令和4年度で限度額は12万3,000円でございます。

第4表 地方債でございますが、場外トイレ等設置工事の限度額は690万円、本郷ふれあい公園整備事業の限度額は3億200万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。限度額の合計は3億890万円でございます。

13ページから43ページまでは歳入歳出予算事項別明細書でございます。

44ページから51ページまでは給与費明細書、52、53ページは継続費に関する調書、54、55ページは債務負担行為に関する調書、56、57ページは地方債に関する調書でございます。

また、別冊で予算説明資料等を配付させていただいております。あわせてご高覧いただきたいと存じます。以上、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

◎議長（吉田義人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。松本議員。

◎（松本春男君） 今回、トイレの設置工事が予算計上されているんですけども、設置場所や設置規模、誰が使用するのかの説明をお願いします。

◎議長（吉田義人君） 施設課長。

◎施設課長（鴨志田克巳君） 松本議員の質問にお答えいたします。

場外トイレの設置場所ということでございますが、現在解体中の施設跡地を候補地としております。それと利用者ですけれども、男子トイレ、女子トイレ、喫煙所、休憩所をつくりますので、その方々がご利用になります。あと搬入事業者、そういった方が利用ということを考えております。

◎議長（吉田義人君） 松本議員。

◎（松本春男君） 確認なんですけれども、跡地ということは、もう場所は決まっているのかというのが1点。それから、トイレは1個だけども、建物は何棟ぐらいやるのか。それから、以前、旧の施設のとき、コンテナをリース契約ということでやったんですけれども、私は、やっぱりリースでやると高額になるということをかなり指摘して、結局、最終的にはリースでかなり割高になったんだけれども、今回、工事代金とありますけれども、先ほども言いましたように、設置場所はもう決まっているのかということと、トイレと、建物は何棟あるのか、お

願います。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） 場所については、現在解体中の旧粗大の処理施設の跡地を今予定として検討しております。建物につきましては、コンテナハウスなんですが、それぞれトイレ男女、一応今のところ検討しています。あと喫煙所、休憩所等で、一応最大4棟で予定をしております。そのコンテナハウスにつきましては、今回は買取りで、リースではない形で検討をしております。以上です。

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑はありませんか。市川議員。

◎（市川洋一君） 総予算が前年度から7.1%アップしている中で、あと分担金が大分アップしているというふうに書かれているわけですが、先ほどの運営費分担金というふうなことは35%ほどアップしています。あと、建設費分担金というのが93%、約倍になってきています。この辺の倍になった理由。

建設費分担金というのは、これは直近の予算を立案する前の10月ぐらいの人口割で計算されるというふうになっているんですが、これが93%アップしているというふうなことから、この分担金というのは、今後大分多くなってくるのかなというふうに予測しているわけなんです、これは今まで建設した償還が起きてきているというふうに聞いているわけなんです、その辺のところをいま一度具体的にご説明いただきたいなと思います。

◎議長（吉田義人君） 専任参事。

◎専任参事兼総務課長（小野沢直仁君） 分担金について説明させていただきます。運営費分担金、建設費分担金、周辺環境整備費分担金と3種類ございますが、おのこの対象経費から対象の特定財源を差し引いた金額が分担金でございます。特に建設費分担金につきましては、今までじん芥処理施設建設事業で借り入れた金額が100億円を超えております。この起債の方法ですが、元金を3年間据置きとなっていることから、令和3年度は平成29年度に借り入れた元金の償還が始まります。令和4年度以降は30年度の借り入れた金額が元金償還として追加になりますので、今後は10億円を超える推移で、令和13年度程度まで建設費分担金は上がっていくと考えております。また、今後、工事などかあれば追加されてくるという形で推移していきます。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 市川議員。

◎（市川洋一君）　ということは、建設費分担金は、もう投資しちゃったものの補助金だとかなんかを除いた分を三市が人数で応分に負担していく、これがやはり増えてくるというふうな理解でよろしいかなと思うんですが、あとさっきの運営費分担金というのはごみ処理量で、ごみ処理が増えれば増えていくというのは理にかなっているというふうに思うんですが、要はやはりこの分担金というのが、どうしても設備投資していけば増えてしまうと。だから、さっき議論になっていましたごみをちゃんと減らしていかないと、この両方で増えてしまうというふうなことになるかなと思うんで、その辺も理解をみんなで共通に持って行ってほしいなというふうに私は思います。以上です。

◎議長（吉田義人君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君）　それでは、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君）　ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君）　次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君）　討論をこれにて終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（吉田義人君）　挙手全員であります。よって、議案第5号 令和3年度高座清掃施設組合一般会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 一般質問を行います。この一般質問は、3月19日午後5時までに通告のあった2名の議員の発言を許します。初めに、市川洋一議員の発言を許します。登壇してお願いいたします。

◎（市川洋一君）　海老名の市川洋一でございます。ただいま議長のお許しをい

いただきましたので、通告いたしました焼却炉安定稼働と地元住民への配慮について一般質問をさせていただきます。

私は長い間、このすぐ近くの新幹線の向こう側にあります富士ゼロックスに勤務しておりました。この職場では地元の方々が何人も一緒に働き、今日も傍聴に何人かが見えております。この仲間たちと現場で5 S運動を展開しました。5 Sとは、よくご存じの方も多いでしょうが、生産現場、または工場の基本中の基本であります整理、整頓、清掃、それに清潔、しつけの頭のSを表しております。この5 S活動に続いて、さらにISO14000観点を取り込み、環境マネジメントシステムとして環境へ配慮した生産活動を支えてきました。これらの活動から、ごみ・環境問題は地元では十分理解する土壌ができております。

この頃、地元の方と話したことは、本郷のごみ焼却炉へのパッカー車のごみの搬入問題です。ほこりをまき散らし、騒音がうるさく、交通渋滞を引き起こし、挙句の果て迷惑構わずごみが増えて、俺たちに迷惑をかけやがってといったものでした。もしこれ以上増えたら規制してやるんだなどでした。

そこで、今回の質問をさせていただきます。さきの議案でも議論がありましたように、焼却炉建設において構成市で議論されている目標値低減があるわけで、もし高座で処分できなくなった場合を想定し、そのオーバー分を各市の責任で処分いただく、または費用を負担していただくことに対して、責任の一翼を担う古塩副組合長のお考えを伺いたいと思います。

2点目、ごみ量の削減は地元との約束であります。今までにおよそ50年にわたり地元への我慢を強いてきました。施設を預かる古塩副組合長のごみ減量のお考えをお聞きいたします。

3点目、そうはいつでも、今までの歴史で、このごみ焼却炉は三市のものがございます。焼却炉の劣化による負担についてはどのようなご見解か、これも古塩副組合長の所見を求めます。以上3点についてご答弁をお願いいたします。

◎議長（吉田義人君） 古塩副組合長。

◎副組合長（古塩政由君） 市川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

地元の方々が大変苦痛な、大変な思いをされているということは十分承知をしております。私の家もパッカー車がいっぱい通っているわけでありますから、一日も早くパッカー車が少なくなることを願っております。そういった意味では、

組合としてしっかりした対応を取っていかねばいけないということでありませう。

高座の施設で処理し切れなくなった、オーバーした場合どうするのかということですが、基本的には三市の廃棄物のごみの処分は、この一部事務組合であります、独立した自治体である高座清掃施設組合が処理することになっております。そういった意味では、そういった状況を生じさせないように、構成市がしっかりと管理してオーバーフローを避けていく、そういった努力をすることが必要だというふうに思っております。

また、地元の皆様には本当にご迷惑をおかけしておりますけれども、私ども、確かに取り組みとしてはごみの減らし方が少なかったということは大いに反省をして、これからしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。その上、そのためには、三市がこれまで以上に連携を深めて、しっかりと自分の持ち分、役割を定めて、そこでトータルとしてはしっかりと量が減らせるような量、合意できるような量を定めていきながら、炉に対する負担を減らしていきたいというふうに思っているところであります。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 再質問ありますか。市川議員。自席で結構でございます。

◎（市川洋一君） ご答弁ありがとうございました。今、私はもう少し具体的な策をお願いしたいなというふうに思ったわけですが、これは高座清掃施設組合というふうな立場でございます。古塩市長は綾瀬市の首長でもございます。綾瀬市といえば農業等が盛んに行われているというふうに思いますけれども、ごみの処理というふうな観点で、もう少し真剣に考えていただくというふうなことを、私としてはお願いできないかなというふうに思って、古塩副組合長にご質問をさせていただきました。

やはり三市で構成しているこの高座清掃施設組合なので、もっともっと減量して、いい組合にしていきたいと思うのが皆さんではないかなと思います。ただやはり、そこで、炉というのは20年ほどの年限が決められておりますし、燃やせば燃やすほど早く劣化すると言われておりますのでございます。この3年間の猶予があったんですが、ごみの改善を図ることができなかったというふうなことから、本当に今後、腹を据えてごみ減量に取り組んでいただきたいと思っておりますので、そ

の覚悟を伺って、質問を終わりたいと思います。政治家は決断と実行力というふうに思います。その覚悟をよろしくお願いいたします。

◎議長（吉田義人君） 市川議員、今の質問につきましては古塩副組合長へ、でよろしいでしょうか。

◎（市川洋一君） 古塩副組合長へお願いします。

◎議長（吉田義人君） 古塩副組合長。

◎副組合長（古塩政由君） 政治家は決断と結果、覚悟をということでお話がありましたけれども、決断するにも覚悟するにも、やはり独断では駄目です。やはり市民の合意がいかにか得られるかという前提があるんだというふうに思います。そういった意味で、市川議員のご指摘ですから綾瀬市のことをお話しさせていただきましても、先ほど申しましたように、綾瀬市は19品目に細分化してごみを出していただいております。それによって燃えるごみとしては相当、分別したわけですから、減らしてきたわけでありましてけれども、それがやっぱり最近ちょっと鈍ってきたということで、ここについては、19品目は変えませんが、その中のやり方を変えて相当減らしていきたいということを今検討しております。それはもう綾瀬市の3月議会でもお話しさせていただきましたから、それを私はしっかりとやるという決断をしております。

それと、先ほど事業系のごみの話をしたらあれでしたけれども、炉を守るということは、家庭系の廃棄物だけじゃなくて、事業系の廃棄物も入ってきているわけですね。だから両方減らしていくということが重要なわけでありまして、だから家庭系だけを減らす、事業系だけを減らすのではなくて、両方減らす。そういう意味では、三市が家庭系をどう減らすか、三市が事業系をどう減らすか、そういう議論がやっぱり必要なんだというふうに思います。事業系は、綾瀬市は、食品会社がありますので、そんなところを中心に事業系の企業を回って、ごみの減らし方、分別の仕方、いろいろと指導してまいりまして、昨年の実績では2割ぐらい事業系は減らしております。そういう意味で、これから構成三市と両面からしっかり減らしていくということをやってまいりたいというふうに思っておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っておりますし、もう少しお待ちいただきたいというふうに思います。

◎議長（吉田義人君） 再質問ありますか。

◎（市川洋一君） どうもありがとうございました。

◎議長（吉田義人君） 以上で市川洋一議員の一般質問を終結いたします。

次に、久保田英賢議員の発言を許します。

◎（久保田英賢君） 海老名市議会の久保田英賢でございます。議長のお許しをいただきましたので、今回、高座清掃施設組合に搬入する燃えるごみ減量化についての一般質問をさせていただきます。

新炉の規模は6万5,776 tと設定をされました。これは、一般廃棄物処理基本計画を基に、構成三市のごみ発生見込量によって算出され、検討委員会で決定された施設整備基本計画に基づいたものだと思います。平成25年の計画時には、平成31年の予測値が約6万5,000 tだったが、平成28年になったとき、同じ平成31年の予測値が約7万4,000 tになることが分かりました。そもそもこの計画自体が間違いであったのではないかと、まず登壇で事務局にお伺いします。

重ねて、この計画自体が構成三市で合意され作られたものなのか、改めてお伺いします。以上、この場からの質問とさせていただきます。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） まず、炉の設定の関係でございます。この新施設の更新に当たりましては、新焼却施設の規模については一般廃棄物処理基本計画、これは平成25年3月に改定した構成三市と高座の一般廃棄物処理基本計画でございますけれども、その基本計画にあります構成三市のごみ排出見込み量を基に算出、決定をしております。この一般廃棄物処理基本計画は、各市の直近までのごみ量の実績、人口推計、あるいは開発の動向等も推計しまして、パブリックコメント、また構成市によっては審議会等を経ているところもございます。また、議会への情報提供も経て、最終的に市として決定をしているというものでありまして、その後の状況の変化による乖離が出ることもあっても、決定時点では適正なものであったというふうに考えております。

また、国庫補助を受けるに当たりまして、廃棄物の発生抑制と焼却量の減量化は必須でありまして、今後、人口減少社会を迎えること、また、施設の維持管理コストの抑制、また、必要最小限の規模とするという地元との約束等からも、施設規模の設定は妥当、適正なものであるというふうに考えております。

また、数値の決定に当たりましては、三市から成るメンバー、住民の代表も含めて決めておりますので、三市と高座の共通理解の上でできているという認識でございます。以上です。

◎議長（吉田義人君） 久保田議員。

◎（久保田英賢君） ありがとうございます。それでは再質問させていただきます。

このもともとの計画自体は、当時の数値を見ると適正であったということは分かりました。この施設整備基本計画に関しては、当時、検討委員会がありまして、ここには学識経験者、または市民の代表の方、地元本郷自治会の役員の方、また構成三市の副市長等も入られて作られたものだということをお聞きしています。ここで伺いたいんですけれども、当時この検討委員会にいられた古塩副組合長にお尋ねしたいんですが、同じ質問になりますが、このときに設定された計画というものに関しては、それぞれの議論がされた中で適正であったというふうなご認識でいるのかどうか、伺います。

◎議長（吉田義人君） 古塩副組合長。

◎副組合長（古塩政由君） 今、事務局長が説明されましたとおり、当時はそういったいろんなデータを踏まえた中で、このぐらいのところでいけるのか、もう一方でもっと大きくしないかという提案がありましたけれども、やっぱり一番適正な中で、しかも大きくすればするほど地元負担がかかるわけですから、そういった意味では、地元のご負担も少なくするということから、この規模が適正なんじゃないかということで、当時決められたというふうに思っております。

◎議長（吉田義人君） 久保田議員。

◎（久保田英賢君） ありがとうございます。その当時適正であったが、平成28年のときを見ると、このスタート時には、もう1万tからのごみの量がオーバーすることが分かった。そして分かったがゆえに、当初300日での稼働を315日という設定に変えた。しかし、変えた中でもその315日も守られず、345日、そして320日と炉に負担をかけてきている。結果、炉が緊急停止を起こしたという事実があります。

それを踏まえて事務局にまた伺いたいんですが、ごみ減量化が図られずにこの状況がもし続いたとした場合、焼却炉の耐用年数などに影響が出る可能性が

あるのか。また、その焼却炉に対しての負担がどうなのかということに関してお伺いします。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） 数値をもって正確にお伝えすることがちょっとできないんですが、最初、当初3年間、この新しい施設は年間の稼働日数300日で計画しておりましたけれども、とてもそれでは燃やし切れないということで、当初の3年間については故障や整備も少ない日数で済むということで、3年間は315日程度ということで、これはメーカーとも協議をした上で、確認を取った上で設定をいたしました。しかしながら、久保田議員からお話があったように、初年度には345日。当初の315日よりも30日余計に燃やさないと燃やし切れないという状況が発生したため、結果として2年目の5月には1炉が緊急停止ということがありました。現実には既に2年目で起こっているということからも、こういった状態が続けば、そういうことが再度起こり得ることが容易に考えられるのかなと思っておりますので、構成市に対しては、引き続き減量化を訴えかけていくつもりであります。以上です。

◎議長（吉田義人君） 久保田議員。

◎（久保田英賢君） ありがとうございます。そもそも20年からもつところが、こういう今の使い方によるとその期間が短くなってしまいます。短くなったらどうなるのか。また更新という話のときに、それは本当に本郷の皆さん等に対してできる話なのかということが、すごく私の中では疑問に思っております。

事務局は、平成28年9月30日付で、局長名で各市に、ごみ焼却量の削減についての文書を出しました。そして10月26日には、海老名市役所において、構成三市長、そして部課長たちに対して、ごみ緊急事態と題した資料を基に、ごみの搬入量と推計値の乖離状況の説明が行われ、そしてその後も三市の清掃行政連絡協議会や事務レベルも含めて、その都度、情報提供と減量化を促してこられたということでもあります。この状況を佐藤副組合長はどの時点で認識をされているのか、お伺いします。

◎議長（吉田義人君） 佐藤副組合長。

◎副組合長（佐藤弥斗君） ごみの緊急提言ということでご提案をいただきました時点で認識をさせていただいております。以上です。

◎議長（吉田義人君） 久保田議員。

◎（久保田英賢君） 副組合長は新たに市長になられて、その当時は立場が違ったかもしれませんが、今の副組合長としての立場であれば、これはもちろん認識をしていただいていないと困ることです。

そして先ほど質疑の中でお話をしましたけれども、300日を超える稼働を今行っていて、先ほど永井議員からも話がありましたけれども、残りの期間が1年しかありません。先ほど両副組合長がそれぞれの立場でご発言をされておりましたが、もともとこの計画は三市の構成市が合意をして作ったものであり、高座の組合がこれをやりなさいというふうに決めたものではありません。先ほど古塩副組合長のお話があったとおり、そのもともとの炉を決めること自体においても、大きいものではない、そして地元の人たちのことを考えた炉にする、そういうお話だったと思います。その中で、実際オープンを試みたら、その時点から排出量が多くなっていることに気づいて、そしてその処理をするためには、少し余計に稼働させなければいけないということを事務局が考え、そして構成市の中で決めたことでもあります。令和元年に345日稼働して、そして令和2年が320日、そして緊急停止が行われた。この現状に対してのご見解を佐藤副組合長からお伺いしたいと思います。

◎議長（吉田義人君） 佐藤副組合長。

◎副組合長（佐藤弥斗君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

令和元年に345日、そして令和2年320日、そしてさらに緊急停止をしたということは、大変緊急的な事態であるというふうに認識をしております。また、各市で、それぞれの状況の中で立てさせていただいた減量の目標でございますので、これはやはりしっかりと約束を果たしていくことが重要であるというふうに考えておりますので、これからもその減量に向けて、しっかりと働きかけをしていきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（吉田義人君） 久保田議員。

◎（久保田英賢君） この焼却炉は、高座の施設は、1967年にできました。それから50年余りもたって、また更新というときに、この地元本郷の皆さんは、それを受け入れていただきました。そのときに計画を決めたのは構成三市であり、高座の組合でもあります。お願いをしておいて自分たちが決めたものをどういうふ

うに実行するののかという部分に関して、先ほど分担金に関しては構成市と相談しなければならない、もちろんそのとおりだと思います。しかし、決めたことを守っていないことが大きな問題だということを、ぜひ認識をしていただきたいと思います。

今後、構成市に関して、具体的にどう減量を促すのか。残り1年しか猶予はありません。猶予が切れた段階ではまた稼働を延ばす、そういうお考えなのかどうか、佐藤副組合長に伺います。

◎議長（吉田義人君） 佐藤副組合長。

◎副組合長（佐藤弥斗君） 再質問にお答えをさせていただきます。

今、議員ご指摘のとおり、この目標値に関しましては、それぞれの構成市で決めた目標値でございますので、地元の負担、また、健全な炉、焼却施設の適正な管理の面からも、やはりこれはしっかりと守っていかなくてはなりません。そのために、それぞれの構成市として具体的にどのように減量していくのかということに関しましては、しっかりと市民を交えて考えていかなくてはならないというふうに考えております。この現状について、やはりまずは市民の皆様にもしっかりとご認識をいただいて、その上でこれからさらに真剣に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（吉田義人君） 久保田議員。

◎（久保田英賢君） 古塩副組合長にも同じ質問をさせていただきます。この残り1年の猶予しかない段階でごみが減量化されなかった場合、稼働をそのまままた延ばそうというお考えなのかどうか、お伺いします。

◎議長（吉田義人君） 古塩副組合長。

◎副組合長（古塩政由君） いや、別にそういうふうに今は考えてございません。まずは我々が率先して動いて、減量計画、減量できるプログラムをしっかりと提示して、そこでまずは減量をスタートしたいというふうに思っております。

◎議長（吉田義人君） 久保田議員。

◎（久保田英賢君） 今日、本郷の皆さんも多く傍聴に来られております。50年からこの施設をこの場で受け入れていただいて、そしてその更新のときには、我々構成市三市は約束をしています。その守るべき約束を1回守れていないことが……残り1年の猶予しかありません。そのことをどういうふうに具体的に行っ

ていくのか。やはり海老名市ももちろん事業系ではまだ多少減量化できていません。三市でしっかりと真剣に考えてやっていただくことをお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。

◎議長（吉田義人君） 以上で久保田英賢議員の一般質問を終結します。

以上で本日の議事は全て議了いたしました。これをもちまして会議を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午後 3 時 47 分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

令和 3 年 3 月 29 日

高座清掃施設組合議会議長 吉 田 義 人

高座清掃施設組合議会署名議員 久保田 英 賢

高座清掃施設組合議会署名議員 長 瀬 未 紗